

資料編

1 守谷市環境基本条例

守谷市環境基本条例

〔平成11年3月19日〕
条例 第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第9条)

第2章 環境の保全に関する施策等(第10条～第21条)

第3章 市、事業者、市民及び市民以外の者の協働(第22条～第28条)

第4章 地球環境の保全の推進(第29条)

附則

私たちが住む守谷市は、利根川、鬼怒川、小貝川の3つの河川をはじめとする豊かな自然環境からの恵みを受け、快適で便利な生活を目指したまちづくりにより発展してきました。

しかし、近年の飛躍的な経済発展、急激な都市化により、私たちの周りでも平地林、屋敷林及び斜面林並びに谷津などの身近な緑地や野生動植物の生息空間となる自然環境の減少、生活環境に影響を与える公害、廃棄物の処理等の問題、更にはダイオキシン、内分泌攪乱化学物質いわゆる環境ホルモン等の新たな問題が生じ、私たちを取り巻く環境に大きな影響を与えはじめています。

また、地球環境に目を向けると、地球温暖化、オゾン層の破壊や地下資源の枯渇といった危機的状況が問題視されています。

このような地球環境破壊の脅威は、現代の私たちにだけでなく、子どもたちや孫たちといった次の世代に現れることが明らかであります。そこで、現代の私たちに問われているのは、次の世代への思いやりであり、良好な地球環境を守る責務と役割であります。

このような状況を踏まえ、私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄いわゆる使い捨てといった一方通行型の経済システムから、資源節約型で環境に与える影響が少ない循環型社会への転換を目指して、これまでのライフスタイル、行政・経済システムや事業活動などのあり方を見直し、良好な自然・住環境の保全、回復とともに新たな創造をしていく必要があります。

私たちは、守谷市に関係するすべての人たちと協力し、先人から受け継いだ清流と豊かな緑に つつまれた自然環境並びに歴史と伝統を守っていく責務を果たすとともに、現在及び将来の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受できる環境に発展させ、次の世代に継承するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全」という。）について、基本となる理念を定め、市、事業者、市民及び市民以外の者の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、更に、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上、支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において、「循環型社会」とは、自然の物質循環を損なうことなく継続的に発展する社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受するとともに、人類の存続基盤である地球環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下で、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が実現されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 環境の保全は、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等との調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。

(協働の責務)

第4条 市、事業者、市民及び市民以外の者は、協働することによってそれぞれの責務を果たすとともに、環境の保全に寄与することに努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全に関する事業者、市民及び市民以外の者の意識の向上等を図るため、広く各層、各世代にわたる市民の理解を得られる方策の実施に努めるものとする。

3 市は、必要に応じ、国、県等に対し市の施策に関する協力を要請し、良好な環境の実現に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うときは、環境への負荷を低減するとともに、その事業活動に伴って生じる公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、市の規制を遵守するとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に関心を払うとともに、環境の保全に必要な知識を得ることに努め、環境の保全についての理解を深めることに配慮しなければならない。

2 市民は、良好な環境の実現に向け主体的に取り組み、自ら日常生活において生活行動が環境を損なうことのないよう、環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

3 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参加、協力しなければならない。

(市民以外の者の責務)

第8条 旅行者及び市を訪れた者その他滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努め、市が実施する環境の保全についての施策に協力するとともに、みだりに市内に廃棄物を投棄し、又は放置して、市の良好な環境を損なってはならない。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第9条 市は、環境の保全に関する施策で広域的な取り組みが必要とされているものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

2 市は、常総地方広域市町村圏における環境の保全に関する相互理解と連携の強化に自ら努め、推進するものとする。

第2章 環境の保全に関する施策等

(環境優先の理念)

第10条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、守谷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標、基本方針、総合的な施策の大綱及び環境配慮の指針

(2) その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の参画により、意見を十分把握した上、守谷市環境審議会に意見を求めなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その主旨が事業者及び市民の理解と施策の推進への協力が得られるよう努めるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(基本計画との整合)

第12条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(調査の実施)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する情報の収集及び調査に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民から申出があった場合、当該申出事項について調査し、公表するように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項について、環境の保全に適切な配慮がなされるよう、環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査)

第15条 市、事業者及び市民は、自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るために行う措置について、環境監査を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、事業者及び市民に対して環境監査の実施を促し、その結果について報告を求める等、適切な措置を講ずるものとする。

(規制及び誘導措置)

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び誘導措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上及び法制上の措置)

第17条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置及び法制上の措置を講ずるように努めるものとする。

(指導、助言、勧告等)

第18条 市は、環境の保全のために必要があるときは、事業者、市民及び市民以外の者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市は、前項の勧告を受けたものがその勧告に従わない場合において、必要があるときは、その勧告の内容を公表することができるものとする。

(公害の防止及び紛争の処理等)

第19条 市は、公害を防止するとともに、被害が発生したときは、原因を究明し、被害を最小限に食い止め、被害者の救済、紛争の早期解決のため、迅速かつ適正な措置を講ずるものとする。

(施設の整備その他事業の推進)

第20条 市は、環境への負荷の低減に資する施設を整備し、及び事業の推進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、多様な野生動植物の生息空間の減少を防ぐために、私権を妨げない範囲で平地林、屋敷林、斜面林更に谷津などの緑地の確保に努めるものとする。

3 市は、自然環境に配慮した良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、自然の物質循環を損なわない資源の有効利用を実現させるため、省エネルギー、ごみの減量・リサイクルや廃棄物処理の適正化などが推進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

5 市は、率先して環境問題に取り組む姿勢を示すための手段として国際標準化機構等の認証取得に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第21条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民とともに資源の循環的な利用、エネルギー等の有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

第3章 市、事業者、市民及び市民以外の者の協働

(市民意見の反映)

第22条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、環境の保全に対する申出など、市民等の意見を反映できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第23条 市は、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深め、環境の保全に関する活動を自ら行う意欲が増進されるよう、人材の育成その他の必要な措置を講ずるとともに、環境の保全に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

2 市は、環境教育の推進を図るため、児童、青少年の環境の保全に関する理解を深めることができる方策を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第24条 市は、環境の保全に関する活動を自発的に行う団体及び個人に対し、その自発的な活動が促進されるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(情報の公開と提供)

第25条 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等、将来の環境の保全に寄与する情報については、守谷市情報公開条例(平成10年守谷町条例第4号)の定めるところにより公開を行うほか、個人及び法人の権利を損なわない限り積極的に提供するよう努めるものとする。

(施策の評価)

第26条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するために、施策の進捗状況等を必要に応じ評価するものとする。

(報告書の作成等)

第27条 市長は、市民が環境の現状に対する理解及び認識を深め、環境の保全に関する市民の自主的かつ積極的な行動が促進されるよう、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(協力体制の整備)

第28条 市は、各種の施策について総合的に調整するとともに、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全を効果的に推進するため、事業者及び市民との緊密な協力体制を整備するものとする。

3 市は、他の地方公共団体との交流及び研究機関との連携に努め、将来の環境に支障をきたすと予想されるダイオキシン、内分泌攪乱化学物質いわゆる環境ホルモンなどの最新事例等について、常に必要な情報を集積し、その成果を普及させるための措置を講ずるものとする。

4 市は、先進都市、先進事業者に関する事例の調査、研究に努め、市の施策に反映できるような措置を講ずるものとする。

第4章 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全に資する行動の促進)

第29条 市は、地球環境の保全について、国際的な認識や協力のもとに国際的機関、国、県及び他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を自ら積極的に率先し、推進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 第3次守谷市環境基本計画（案）諮問書、答申書

■ 諮問書

守谷発第2700号
令和7年9月18日

守谷市環境審議会
会長 清野 修 様

守谷市長 松 丸 修 久

第3次守谷市環境基本計画（案）の諮問について

本市は、守谷市環境基本条例第11条に基づき、令和6年度から第3次守谷市環境基本計画を策定してまいりました。

つきましては、本計画（案）について、貴審議会に諮問いたします。

■ 答申書

令和8年2月3日

守谷市長 松丸 修久 様

守谷市環境審議会
会長 清野 修

第3次守谷市環境基本計画（案）の答申について

令和7年9月18日付け守谷発第2700号で諮問のあった「第3次守谷市環境基本計画（案）」について審議した結果、パブリックコメントに関連した調整を含めて、原案のとおり認めるものとして答申いたします。

市長におかれましては、計画の趣旨及び内容を広く市民、事業者に周知し、十分な理解と協力を得るよう努めるとともに、目標の達成に向け施策の推進をされたい。

3 第3次守谷市環境基本計画の策定経過

日付	会議名	議事事項等
令和6年度		
8月28日	令和6年度第1回 守谷市環境審議会	・策定体制 ・策定スケジュール ・市民・事業者・中学生アンケートの実施概要
9月26日 ～10月18日	市民等アンケート調査の実施 (市民：3,000人、事業者400件、中学校4校139人)	
12月24日	令和6年度第2回 守谷市環境審議会	・計画策定における現況整理 ・市民等アンケート調査結果報告 ・計画書骨子(案)の検討
3月6日	令和6年度第3回 守谷市環境審議会	・計画の体系、基本目標、取組の検討 ・庁内ヒアリング等の報告 ・市民等アンケート結果の分析報告
令和7年度		
5月8日	第1回環境施策検討 委員会	・令和6年度環境審議会の審議結果等報告 ・素案たたき台の提示 ・令和7年度の策定までのスケジュールの報告
5月9日	第1回ワーキングチ ーム会議	庁内照会期間：5月12日～6月2日(約3週間) ・第2次守谷市環境基本計画の進捗状況整理
5月16日	市長ヒアリング	・令和6年度環境審議会(第1～3回)の審議結果報告 ・庁内検討委員会及びワーキングチームの意見報告 ・第3次守谷市環境基本計画策定における方針等
5月30日	教育長ヒアリング	・第3次守谷市環境基本計画策定における方針等
6月12日 ～6月30日	第2回ワーキングチ ーム会議(庁内照会) ・第3次環境基本計画策定における成果指標の確認	
6月16日	令和7年度第1回 守谷市環境審議会	・環境基本計画策定に向けた庁内意見報告 ・環境施策に関する庁内照会(ワーキングチーム)の実 施報告 ・計画策定に向けた推進及び進行管理における検討 ・第3次環境基本計画(素案)の審議
7月28日 ～8月1日	第3回ワーキングチ ーム会議(庁内照会) ・第3次環境基本計画策定における各課の取組の確認	
8月7日	第2回環境施策検討 委員会	・第3次守谷市環境基本計画(素案)の提示
8月20日	令和7年度第2回 守谷市環境審議会	・第3次環境基本計画(素案)の審議
9月1日 ～9月8日	第4回ワーキングチ ーム会議(庁内照会) ・第3次環境基本計画(案)の確認	
9月18日	令和7年度第3回 守谷市環境審議会	・第3次環境基本計画(案)の諮問
12月5日 ～1月6日	パブリックコメントによる意見募集実施	
2月3日	令和7年度第4回 守谷市環境審議会	・第3次環境基本計画(案)の答申

4 守谷市環境審議会委員等名簿

■ 守谷市環境審議会委員名簿（敬称略）

委嘱区分	所属・役職	氏名（◎：会長、○：副会長）	
		令和6年度	令和7年度
関係機関及び団体の代表者	農業委員会	月岡 仁子	
	商工会	中村 純一	
	利根川河川敷環境保全実行委員会	鈴木 榮	
	県南県民センター 環境・保安課長	広瀬 浩二	仲田 弘美
	常総環境センター	稲川 光一	野口 貴洋
識見を有する者	学識経験者 （ビオトープ管理士）	◎ 清野 修	
	学識経験者 （茨城県環境アドバイザー）	飯田 勝明	
	学識経験者 （筑波大学教授）	○ 村上 暁信	
事業主	塵芥収集委託業者 （株）シイナクリーン	椎名 誠	
	アサヒビール（株） 茨城工場	松井 宏樹	
	（株）明治守谷工場	多田 雅樹	中村 充紀
	東部ガス（株） 茨城南支社守谷事業所	滑川 恵司	柳澤 尚之
市民の代表	公募委員	加藤 利彦	
	公募委員	鈴木 真優子	

■ 守谷市環境施策検討委員名簿

	役職	氏名
会長	副市長	藤坂 幸輔
副会長	生活経済部長	鈴木 規純
	教育長	奈幡 正
	総務部長	高橋 賢一郎
	市長公室長	浜田 耕志
	健福祉部長	羽田 統由
	こども未来部長	森山 千恵子
	都市整備部長	浅野 克夫
	教育部長	小林 伸稔
	上下水道事務所長	北澤 盛次

■ 守谷市環境施策ワーキングチーム員名簿

部名	課名	氏名
市長公室	企画課	課長補佐 吉野 正人
	財政課	課長補佐 望月 理恵
総務部	管財課	課長補佐 丸山 智由
生活経済部	生活環境課	課長 山崎 隆裕（事務局）
	経済課	課長補佐 出野 正樹
	市民協働推進課	課長補佐 飯島 春美
	交通防災課	課長補佐 高橋 和広
健幸福祉部	保健予防課	課長補佐 平塚 真之
こども未来部	のびのび子育て課	家庭児童相談室長 齋藤 ひろみ
都市整備部	都市計画課	課長補佐 岡本 修一
	建設課	課長補佐 大久保 務
	管理課	課長補佐 染谷 秀久
教育委員会	学校教育課	課長補佐 坂本 朋夫
	生涯学習課	課長補佐 松本 みか子
	教育指導課	課長補佐 鈴木 貴直
上下水道事務所	上下水道課	課長補佐 鈴木 和巳

5 市民等アンケート調査の結果概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

第3次守谷市環境基本計画の策定にあたり、環境に対する意識を把握するため、市民・事業者・中学生に対して意識調査を実施し、基礎資料となるデータの収集及び分析を行い、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。

②調査の方法

▪調査地域	守谷市内
▪調査対象	①：守谷市内の市民(16歳以上の市内在住者から無作為抽出) ②：守谷市内の事業者(守谷市商工会に所属する企業) ③：守谷市内の中学生(市内の4中学校、2年生の1クラス)
▪調査方法	①・②：調査票の配布は郵送にて実施し、回収は調査票に直接記入したものを、返信用封筒にて返送 ③：各学校へWebアンケートを実施
▪調査時期	令和6年9月26日(木)～10月18日(金)

③回収状況

▪対象件数	①：3,000人 ②：400事業所 ③：139人
▪回収数(率)	①：1,203人(40.1%) ②：135事業所(33.8%) ③：139人(100%)

6 各指標の目標値設定の考え方

指標	担当課	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和16年度末)	目標値設定の考え方	
基本目標1	一人当たり公園・緑地面積	都市計画課	15.68 m ² /人	18 m ² /人	守谷市緑の基本計画に準じて設定
	自然環境に満足している市民の割合	生活環境課	83.5%	85.0%以上	市民アンケート調査結果過去5年の値を参考に設定
	耕作放棄地面積	経済課	38.1ha	29.6ha	第2次守谷市環境基本計画の目標値に準じて設定
	農地の集積率	経済課	55.57%	60.0%	過去3年の伸び率を参考に設定
	公園等里親事業における参加団体数	管理課	71 団体	71 団体以上	現状数を勘案して設定
基本目標2	良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	生活環境課	77.4%	84.0%以上	第三次守谷市総合計画の目標値を参考に設定
	公害苦情受付件数	生活環境課	153 件	129 件以下	過去5年の件数の平均値を参考に設定
	要請限度超過件数 (自動車騒音、振動調査)	生活環境課	0 件	0 件	現状数をもとに設定
	狂犬病予防注射接種率	生活環境課	84.8%	85%以上	過去3年の増加率を参考に設定
基本目標3	1人1日当たりのごみ排出量	生活環境課	722g/人日	650g/人日以下	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を参考に設定
	生ごみ堆肥化事業参加世帯数	生活環境課	5,747 世帯	6,096 世帯	過去の伸び率の推移を参考に設定
	資源化率	生活環境課	15.7%	20%以上	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を参考に設定
基本目標4	守谷市の二酸化炭素排出量	生活環境課	63.0 万 t-CO ₂ (※令和4年度結果)	38.7 万 t-CO ₂	守谷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の目標を参考に設定
	市が行う事務事業によって排出される温室効果ガス(二酸化炭素)の総排出量	生活環境課	5,684 t-CO ₂	2,862 t-CO ₂	守谷市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標を参考に設定
	クーリングシェルター協力施設数	保健予防課	46 施設	52 施設以上	現状数をもとに設定
基本目標5	公立小中学校での環境教育の取組	教育指導課	実施	継続実施	現状をもとに設定
	環境に関する市民活動団体構成人数	市民協働推進課	326 人	350 人	現状維持をベースとして、「協働のまちづくりの担い手育成」への取組状況を勘案して設定

7 用語解説

用語		解説
英数字	2050年カーボンニュートラル宣言	2020（令和2）年10月26日に菅内閣総理大臣による所信表明演説において、我が国は2050（令和32）年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言された。加えて、2021（令和3）年4月に「2050年目標と整合的で、野心的な目標として2030（令和12）年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていく」ことを表明した。
	30by30目標	生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。2022（令和4）年に開催されたCOP15において、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」に盛り込まれた。日本国内でこの目標を実現できるよう、その行程と具体策を示す「30by30ロードマップ」が2022年4月に公表されている。
	COP	COPとは「Conference of the Parties」の略称で、COP（国連気候変動枠組条約締約国会議）は1995年から毎年開催されている198か国・機関が参加する気候変動に関する最大の国際会議。COP30は、2025年11月10日～21日にブラジル連邦共和国のバクーで開催された。
	DX	DXとは、「Digital Transformation」の略称で、進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変革させるという概念のこと。
	eスタート	急発進や急な加速はエンジンに高い負荷がかかり、燃焼温度も上がるため、排気ガスの排出量が増加してしまうが、おだやかにアクセルを踏み込む、ふんわりアクセル「eスタート」をすることで、エンジンの負荷を軽減して排気ガスの排出量を低減することができる。
	EV	EVとは、「Electric Vehicle」の略称で、電気を使ってモーターを駆動させる自動車のこと。一般的に、EVは100%電気で走行するクルマというイメージがあるが、実際にはガソリンエンジンとモーターを搭載するタイプも含まれる。このため、エネルギーの多様性が確保され、特定のエネルギー資源に依存しない。また、EVはガソリン車に比べてCO ₂ 排出量が少ないため、環境負荷の低減に大きく貢献できる。 EVの種類としては、BEV（電気自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド車）、FCEV（燃料電池*車）、HEV（ハイブリッド車）がある。
	ESD（持続可能な開発のための教育）	ESDとは、「Education for Sustainable Development」の略称で、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する問題を、自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のこと。

用語	解説
E S D活動支援センター	持続可能な開発のための教育を日本各地に広げていくための教育を提供する団体のこと。全国各地に展開されている地域E S D拠点とネットワークを作り、全国に幅広いE S Dネットワークでそれぞれの活動を支援しており、文部科学省と環境省によって開設されたセンターで、行政とも深いつながりがある。
G I G Aスクール構想	G I G Aスクール構想のG I G Aとは、「Global and Innovation Gateway for All」の略称で、「1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校I C T環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す『個別最適な学び』と『協働的な学び』を実現しようとする」構想のこと。
G X	G Xとは、「Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）」の略称で、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造から、グリーンエネルギー（太陽光や風力等）中心の構造へと転換を進めることを指す。
I C T	I C Tとは、「Information Communication Technology」の略称で、情報や通信に関する技術のこと。
I P C C	I P C Cとは、「Intergovernmental Panel on ClimateChange」の略称で、気候変動に関する政府間パネルのこと。I P C Cは、これまで6回にわたり評価報告書を発表してきた。これらの報告書は、世界の専門家や政府の精査を受けて作成されたもので、「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」をはじめとする、地球温暖化に対する国際的な取組に科学的根拠を与えるものとして極めて重要な役割を果たしている。
N P O	N P Oとは、「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。N P Oは法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。
R E 100	事業を100%再エネ電力（太陽光、風力、持続可能な水力、持続可能なバイオマス（バイオガスも含む）、地熱）で賄うことを目標とする企業連合のこと。
S D G s	2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（M D G s）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
O E C M	O E C Mとは「Other Effective area-based Conservation Measures」の略称で、保護地域以外の生物多様性保全に資する地域のことを指す。 生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）において採択されたO E C Mの定義（環境省仮訳）は次のとおり。 「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」。 我が国でも、自然資源管理がなされている企業所有地等を生物多様性保全に貢献する区域として認定する仕組みを検討している。O E

用語		解説
		CMに成り得る例として、企業緑地、豊かな自然を有する都市公園、社寺林などが挙げられる。
	PFOA	有機フッ素化合物（PFAS）の一種で、正式名称はペルフルオロオクタン酸（Perfluorooctanoic acid）という。主に撥水材や界面活性剤に用いられる。
	PFOS	有機フッ素化合物（PFAS）の一種で、正式名称はペルフルオロオクタンスルホン酸（Perfluorooctane sulfonic acid）という。主にメッキ処理剤や泡消火薬剤に用いられる。
	PPA	PPAとは、「Power Purchase Agreement」の略称で、電力販売契約という意味で第三者モデルとも呼ばれている。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO ₂ 排出の削減ができる。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となるため、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できる。
	WMO	WMOとは、「World Meteorological Organization」の略称で、世界気象機関のこと。国連の専門機関の一つとして、世界の気象業務の調和と統一のとれた推進に必要な企画・調整活動にあたっている。
	ZEB	ZEBとは、「Net Zero Energy Building」（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼び、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。
	ZEH	ZEHとは、「Net Zero Energy House」（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、「ゼッチ」と呼び、20%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により消費するエネルギー量を実質的にゼロ以下にすることを目指した住宅のこと。
ア 行	空家バンク	市内の空家の有効活用を通して、生活環境の保全や地域の活性化を図ることを目的に、「空家を売りたい・貸したい」かたと「空家を買いたい・借りたい」かたの橋渡しを市が行う制度のこと。
	空家問題	管理が行き届かない空家が増加することにより、倒壊、景観悪化、不法侵入、害虫などの衛生面、倒壊などの安全面、そして犯罪などの治安面など、さまざまな面で悪影響を及ぼす問題のこと。
	アニマルウェルフェア	人と同様に高い感受性・認知能力及び高度な社会性を有する動物に対しては、できるだけ幸福な良い生活が送れるよう配慮し、そのような生活環境を保証すべきであるとの倫理のこと。
	稲戸井調節池	守谷市、取手市にまたがる調節池。利根川（左岸 84.0k~95.0k 付近）に位置し、鬼怒川の合流量を調節することにより、利根川本川の計画高水流量に影響を与えないことを目的とした洪水調節施設となっている。
	異常気象	一般には、過去に経験した気象現象から大きく外れた現象のこと。大雨や暴風等の激しい数時間の気象から、数か月も続く干ばつ、極端な冷夏・暖冬まで含む。また、気象災害も異常気象に含む場合がある。気象庁では、気温や降水量などの異常を判断する場合、原則として「ある場所（地域）・ある時期（週、月、季節）において30年に1回以下で発生する現象」を異常気象としている。
	茨城エコ事業所	茨城県が行う「茨城エコ事業所登録制度」に登録している事業者のこと。

用語		解説
		茨城県では、事業所における環境に配慮した取組の普及・啓発を図り、環境への負担の少ない循環型社会づくりに寄与することを目的に、この制度を実施している。
	いばらきエコチャレンジ	茨城県が行う、家庭からの二酸化炭素排出量を削減するために家庭で身近に取り組みことができる省エネチャレンジ制度のこと。
	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念のこと。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念のこと。
	ウォームビズ	地球温暖化防止のため暖房時のオフィスの室温を 20℃（政府は 19℃）にすることを呼びかけ、“寒い時は着る”“過度に暖房機器に頼らない”そんな原点に立ち返り、“暖房に頼り過ぎず、働きやすく暖かく格好良いビジネススタイル”のこと。
	エコロジカル・ネットワーク	人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワークのこと。ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化防止等多面的な機能が発揮されることが期待されている。
	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF ₆)、三ふっ化窒素 (NF ₃) が定められている。
力行	カーボンオフセット	日常生活や経済活動において避けることができないCO ₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方のこと。
	カーボンニュートラル	排出される二酸化炭素と、森林などによって吸収される二酸化炭素が同じ量であること。我が国の取組においては、二酸化炭素だけでなく、メタン、一酸化二窒素等の温室効果ガスの排出量が、吸収量を差し引いてゼロになることを指す。2020（令和2）年10月の臨時国会では、菅内閣総理大臣により、2050（令和32）年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言された。
	海洋プラスチックごみ	海洋中に流出したプラスチックごみのこと。海洋生物の誤飲・誤食・絡まりや海浜植物の生育阻害といった直接的な被害だけでなく、水産資源にも大きな影響を与えている。現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計されている。
	外来種	人間によって意図的にまたは偶発的に、自然分布していなかった域内に導入された種のこと。しかし、全ての外来種が悪影響を及ぼすわけではなく、問題になるのは侵略的外来種（IAS）と呼ばれる種で、5%から20%であると推計されている。
	過剰除去	厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分のこと。

用語	解説
化石燃料	古代の動植物の死骸が地下で数百万年かけて熱と圧力によって変化し、燃料として利用できるようになった石油、石炭、天然ガスのこと。現代社会のエネルギー供給の基盤となっており、発電、輸送、プラスチック製品の製造など幅広い用途で使用されているが、燃焼させることにより地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出すること、枯渇する可能性があること、そして日本では供給を海外に依存していることなどが課題となっている。
環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものを指す。
環境教育	環境教育は、さまざまな場や内容で実施されているが、主に次のことが重視されている。 <ul style="list-style-type: none"> ●自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じたさまざまな経験をする機会を設けること ●人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること ●環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること ●生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること ●豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むこと また、文部科学省の新学習要領では、小学校、中学校、高等学校における総則として、道徳教育に当たり「環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう」とされている。
かん養	森林や自然の土、湿地や水田などの農地が雨水を地表及び地中に一時貯えることで、急激に川などに流れ込まないように調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止などを維持・増進する自然の働きを総称していう。
気候変動	自然変動または人間の活動の結果として起きる、気温および気象パターンの長期的な変化のこと。近年では異常気象の増加や極端な気象条件が観察されており、これが気候変動の影響とされている。
クーリングシェルター	年々増加する熱中症による被害の低減を図るために、誰でも休息できる施設として、市町村が設置する冷房設備を有する等の要件を満たす指定暑熱避難施設（公民館、図書館など）のこと。
クールビズ	冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏のビジネススタイルのこと。
空間放射線量	空間を飛び交う放射線の量を指し、主に宇宙からの放射線や地球の土壌、大気からの放射線が含まれる。これらの放射線は、自然界に存在する放射性物質や人為的な影響によって変動する。
グリーンインフラ	1990年代後半頃から欧米を中心に使われてきた、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方のこと。我が国では、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組と整理されている。

用語		解説
	グリーントラスト	自然環境を効果的に保全する活動として、市民の募金などにより緑地や樹林地などを購入したり、保全契約を結んだりして、次代に継承していこうとする取組を指す。
	原子力規制委員会	2011年3月11日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直すべく設置された組織のこと。
	公園里親事業	市が管理する公園等（公園、緑地、道路の植栽樹、花壇）において、各種団体（町内会、小中学校、企業等）に緑化推進を協力してもらうために守谷市が実施している事業のこと。里親となった団体は公園等の清掃・花苗の植栽等の環境美化活動が無償で行い、市は物品の貸与や花苗の支給等の支援を行っている。
	公害	環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる(1)大気の汚染、(2)水質の汚濁、(3)土壌の汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤の沈下、(7)悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義されているもので、この7種類は”典型7公害”と呼ばれている。
	高効率給湯器	従来の給湯器と比較して少ないエネルギーで効率よくお湯を作ることができる給湯器のこと
	耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地（農家の自己申告による）のこと。
	昆明・モンリオール生物多様性枠組	2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択された生物多様性に関する世界的目標のこと。2050（令和32）年までのビジョン「自然と共生する世界」と4つのゴール、及びこれを達成するための2030（令和12）年までのミッションとターゲットにより構成されている。
	国連気候変動枠組条約	大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、1994（平成6）年3月に発効した。本条約に基づき、1995（平成7）年からほとんど毎年、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されている。
サ行	災害ハザードマップ	被害軽減や防災対策に資する目的で、浸水想定区域、避難場所・避難経路、防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。
	再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、自然界に常に存在するエネルギーで、資源が枯渇せず持続的に利用でき、発電時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないクリーンなエネルギーのこと。
	在来種	もともとその地域に生息している生物のこと。在来種は地域の固有の生態系に重要な役割を果たしている。
	里地・里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。従来、林産物栽培、有機肥料や薪炭などの生産用に利用されていた。高齢化の進行や産業構造の変化等により、里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなることで、大きな環境変化を受けており、里地里山における生物多様性の損失も懸念されている。

用語	解説
資源投入量	エネルギー及び水を除く資源で、事業活動に直接投入された物質の量のこと。
自然災害	地震、津波、豪雨、火山噴火などの異常な自然現象によって、人や社会に被害を与える災害のこと。
自然再興（ネイチャーポジティブ）	「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことをいう。これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨となっている。
自然再生	過去に損なわれた生態系やその他の自然環境を取り戻すこと。自然再生推進法では、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することと規定されている。
斜面林	斜面地にある林のこと。特に都市部では、斜面地だけが開発されず樹林地として残ることが多いので、貴重なものとされている。
食品廃棄物等	食品の製造、流通、消費の各段階で生ずる動植物性残さ等のことで、具体的には加工食品の製造過程や、流通過程で生じる売れ残り食品、消費段階での食べ残し・調理くず等を指す。
食品ロス	本来食べることができるのに捨てられてしまう食品のこと。
循環型社会	限りある資源を大切に、廃棄物の発生を抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）を徹底することで、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済システムから脱却し、環境と経済の持続的な発展を目指す社会のこと。
循環経済（サーキュラーエコノミー）	資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につながる経済活動全体のこと。
省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源を効率よく使うこと。省エネルギーは、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止の両面の意義をもっており、安定供給確保は、エネルギー資源のほとんどを輸入に頼っている日本にとって最重要課題のひとつとなっている。また、地球温暖化防止については、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減へ向けて、省エネルギーへの必要性が一層高まっている。
常総環境センター	守谷市野木崎にあるごみ焼却施設。ごみ焼却時に発生する蒸気を利用して最大3,000kWを発電できる設備を備え、エネルギーの有効利用を図っている。また、廃棄物を一度炭化したうえで高温熔融する方式を取り入れ、排出する「スラグ」は資源としての有効利用が可能である。
スマートシティ	グローバルな課題や、都市や地域の抱えるローカルな課題の解決、また新たな価値の創出を目指して、ICT等の新技術や官民各種のデータを有効に活用した各種分野におけるマネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、社会、経済、環境の面から、現在および将来にわたって、人々（住民、企業、訪問者）により良いサービスや生活の質を提供する都市または地域のこと。
生成AI教育	生成AIとは「文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデルに基づくAIの総称」のことを指す。あたかも人間と自然に会話し

用語		解説
		ているかのような応答や、情報の収集・整理・分析結果等の出力が可能であり、様々な利活用が広がっている。 学校指導要領では、①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力等 ③学びに向かう力、人間性等といった3つの柱に基づき情報活用能力を整理している。
	生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた自然界のまとまりを示す概念のこと。互いに関連を持ちながら安定が保たれている自然界のバランスは、1つが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。
	生物多様性	生物の間にみられる変異性を総合的に指すことばで、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の3つのレベルの多様性に分けられる。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。
	ゼロカーボンシティ	2050（令和32）年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す自治体のこと。
	線状降水帯	次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水をともなう雨域のこと。
夕行	太陽光発電	シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方法のこと。
	第六次環境基本計画	令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画は、環境基本法第15条の規定に基づき、政府がより具体的な環境関連政策を取りまとめる際の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めている。経済計画、国土総合開発計画と並ぶものであり、政府全体の環境政策の中期的な施策の方向性などが定められている。
	脱炭素	二酸化炭素（CO ₂ ）をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す取組のこと。地球温暖化の主な原因である温室効果ガスの削減が目的で、排出量の抑制と、排出を後から回収する技術を組み合わせることで、実質ゼロの状態（カーボンニュートラル）の実現を目指している。2050年までに脱炭素社会の実現を目標に掲げ、国、地域、企業がさまざまな方法で取組を進めている。
	脱炭素アドバイザー	企業の脱炭素化に向けた取組に関して専門的なアドバイスができる知識・ノウハウを環境省認定の資格によって習得した人のこと。
	地球温暖化	ある基準期間における、年々変動を除去するのに十分な期間（例えば20年や30年）で平均した世界平均気温の上昇を指す。広く用いられる基準期間は1850～1900年（信頼性の高い観測が十分な地理的範囲で行われた最も古い時期）であるが、用途によってはより最近の基準期間も使われることがある。
	蓄電池	充電をおこなうことで電気を蓄え、くり返し使用することができる電池（二次電池）のこと。スマートフォンやノートPCなどに内蔵されているバッテリーなどもその一種となる。 電気代の削減や停電時の備え、環境負荷の低減などのメリットがあり、特に、太陽光発電と組み合わせることで、発電した電力を効率よく活用し、自家消費を最大化することが可能。

用語		解説
	地産地消	国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に、他の地域で生産された当該農林水産物を消費すること。
	地域猫活動	地域住民の理解を得た上で、住民やボランティアグループなどが、地域に住み着いた野良猫に不妊去勢手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫が命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動のこと。
	直接廃棄	賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されること。
	デジタル・シティズンシップ教育	デジタル・シティズンシップとは、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のことを指し、デジタル・シティズンシップ教育とは優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的とした教育のこと。
	電源構成	発電に利用されるエネルギー源（火力、原子力、再生可能エネルギーなど）の内訳のこと。
ナ行	認定農業者	農業経営に関する豊富な知識と技術を持ち、一定の基準を満たし、公的な機関から正式な認定を受けた農業経営者のこと。
	熱中症	高温多湿な環境下で体温調節機能が破綻し、体内の水分や塩分のバランスが崩れることで発生する疾患のこと。 これは屋外だけでなく、室内でも発生する可能性があり、重症化すると命に関わることもある。
	燃料電池	水素と酸素などの燃料と酸化剤を化学反応させて直接電気を取り出す発電装置のこと。従来の発電方法とは異なり、熱エネルギーを介さずに化学エネルギーを直接電気エネルギーに変換するため、高効率な発電が期待できる。発電時には水しか発生しないため、地球温暖化の原因となるCO ₂ などを排出しないクリーンなシステムであり、省エネにも貢献する。家庭用燃料電池「エネファーム」や、燃料電池自動車（FCV）などの分野で実用化が進んでいる。
	農地中間管理機構	農業をやめる人や、経営規模を縮小したい人の農地を一括して借り受け、まとめた上で、担い手（地域の意欲ある農業者など）に貸すことにより地域の農業を安定的に発展させるための組織で、都道府県ごとに設置される。
ハ行	バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す概念から転じた、木材、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥など、生物由来の有機性資源（化石資源を除く）のこと。化石資源が数億年かけて蓄積された有限の資源であるのに対して、バイオマスは現生の生物が光合成により生成する再生可能な資源であり、人間のライフサイクルの中では大気中の二酸化炭素を増加させないという特性（カーボンニュートラル）がある。よって、石油由来のエネルギー・製品をバイオマスで代替することで、二酸化炭素排出量の削減が可能となる。
	パリ協定	2015（平成27）年にパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択された。世界共通の長期目標として「2℃目標」を設定し、1.5℃に抑える努力を追求すること等が盛り込まれている。
	ビオトープ	本来その地域にすむさまざまな野生生物が生息することができる空間のこと。「生物の生息空間」と訳される。干潟、湿地、湖沼、河川などの水域や、里山林、草原など、地域の自然を生かしたさまざまなビオトープがある。

用語		解説
	被害予防の三原則	侵略的外来種による被害を予防するための3つの原則のこと。①入れない「悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに入れない」②捨てない「飼っている外来生物を野外に捨てない」③拡げない「野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない」
	プラネタリー・バウンダリー	スウェーデン出身の環境学者 ヨハン・ロックストームらによって提唱された概念で、人間の活動が急激または不可逆的な環境変化を起こしうる境界線のこと。
	プラネタリー・ヘルス	地球の自然システムに対する人間の破壊が、人間の健康と地球上のすべての生命に与える影響を分析し、対処することに焦点を当てた、解決志向の学際的分野であり社会運動のこと。
	ペーパーレス	「紙で運用している業務プロセスのデジタル化」「帳票の電子化」「文書・資料の電子保管」などにより、事業活動等で使用する紙媒体を削減すること。
マ行	もりや市民大学	守谷市では、まちづくり活動を行うために必要な知識や技能を学び、市民自らが「協働のまちづくり」の担い手として活動するための学びの場として、もりや市民大学を開設している。学校教育法上の大学ではなく、市民に「守谷」や「まちづくり」について学んでもらい、守谷を「住みよいまち」とするために、自分のできることは何かを考え、実践する機会を提供する場となっている。
	もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク	学校の支援に特化したボランティア人材バンクのこと。各地区まちづくり協議会の協力・連携を通じて、市立各小中学校における地域のボランティア指導・協力者を募集、登録する。登録されたボランティア指導・協力者は、市立各小中学校の希望に合わせ、支援活動を行う。
ヤ行	要請限度	騒音規制法において、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を「要請限度」と定義されている。
ラ行	緑地	樹木や草本などの植物が主体となっている空間のこと
	レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物種のリストのこと。生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

第3次守谷市環境基本計画

発行年月 令和8年3月
発行 守谷市
〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の1
TEL：0297-45-1111（代表）
<https://www.city.moriya.ibaraki.jp>
編集 守谷市生活経済部生活環境課

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

